

港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和7年7月24日

宮 津 港 長

宮津燈籠流し花火大会における航泊の禁止について

宮津港第2区において、宮津燈籠流し花火大会が行われるため、下記により一般船舶（港長が認めた船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和7年8月16日（土）午後7時20分（燈籠流し開始時）から午後8時35分（花火打上げ終了）までの間

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域（別添航泊禁止図参照）

- ① 北緯 35 度 32 分 24 秒、東経 135 度 11 分 38 秒（宮津栈橋突端）
- ② 北緯 35 度 32 分 34 秒、東経 135 度 11 分 34 秒（杉末防波堤灯台）
- ③ 北緯 35 度 32 分 44 秒、東経 135 度 11 分 31 秒（西灯浮標）
- ④ 北緯 35 度 32 分 49 秒、東経 135 度 11 分 53 秒（北灯浮標）
- ⑤ 北緯 35 度 32 分 40 秒、東経 135 度 12 分 12 秒（北東灯浮標）
- ⑥ 北緯 35 度 32 分 27 秒、東経 135 度 12 分 12 秒（東灯浮標）
- ⑦ 北緯 35 度 32 分 19 秒、東経 135 度 12 分 00 秒（宮津港鶴賀防波堤灯台）
- ⑧ 北緯 35 度 32 分 19 秒、東経 135 度 11 分 56 秒（島崎物揚場南東端）

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標（灯色：緑色、単4秒に1閃光、光達距離3キロメートル）が設置される。

4 警戒船

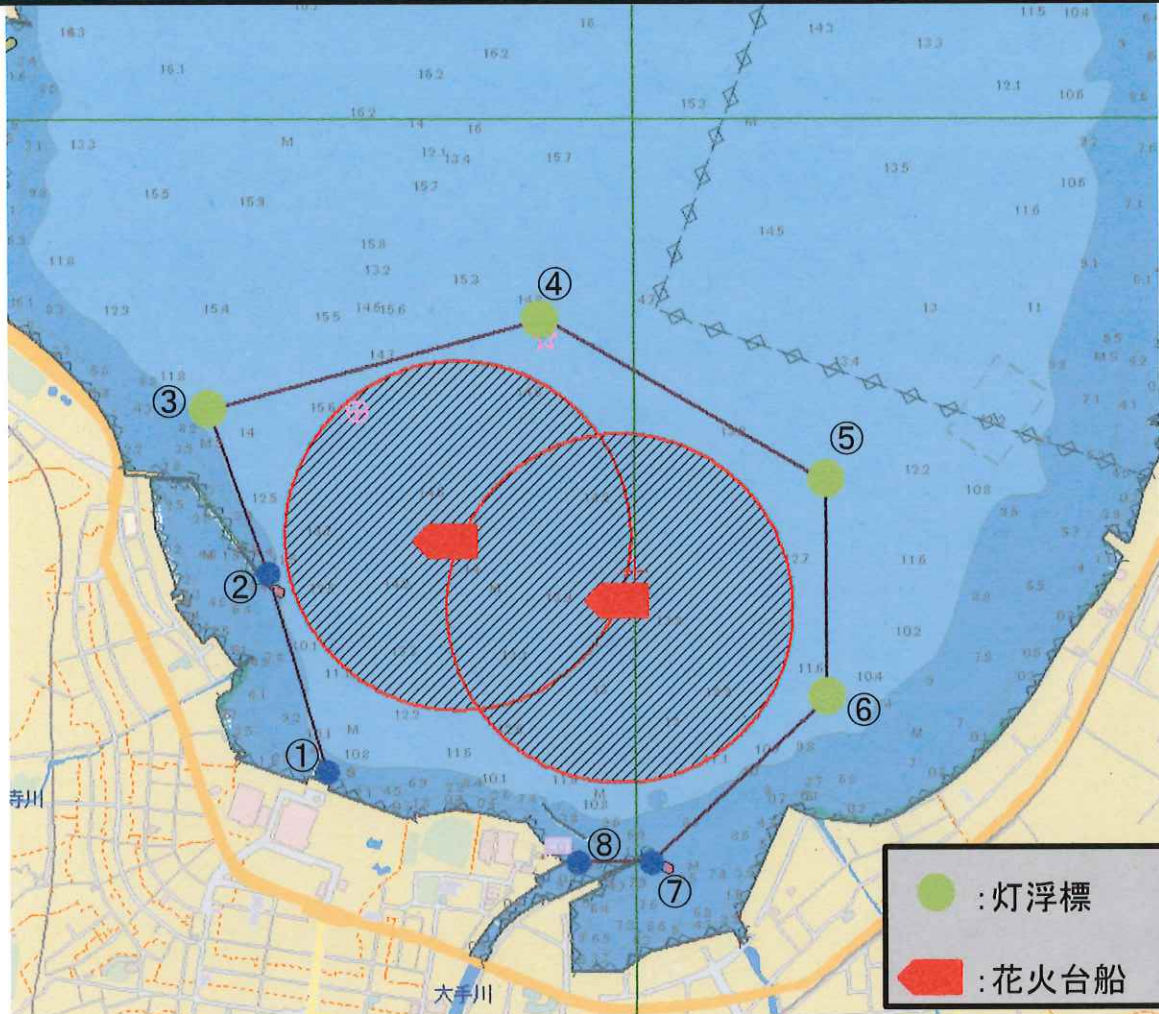
航泊禁止期間中は、警戒船5隻（警戒船を示す横断幕及び青色灯設置）及び巡視艇1隻が付近海域の警戒にあたる。

5 備考

荒天等により花火大会が中止となった場合は、航泊禁止は解除する。

航泊禁止図

別添



1 期間

令和7年8月16日(土)午後7時20分(燈籠流し開始時)から午後8時35分(花火打上げ終了)までの間

2 区域

次の①から⑧の各地点を順次に結んだ線と陸岸に囲まれた海域

- ① 北緯35度32分24秒 東経135度11分38秒(宮津棧橋突端)
- ② 北緯35度32分34秒 東経135度11分34秒(杉ノ末防波堤灯台)
- ③ 北緯35度32分44秒 東経135度11分31秒(西灯浮標)
- ④ 北緯35度32分49秒 東経135度11分53秒(北灯浮標)
- ⑤ 北緯35度32分40秒 東経 135度12分12秒(北東灯浮標)
- ⑥ 北緯35度32分27秒 東経135度12分12秒(東灯浮標)
- ⑦ 北緯35度32分19秒 東経135度12分00秒(宮津港鶴賀防波堤灯台)
- ⑧ 北緯35度32分19秒 東経135度11分56秒(島崎物揚場南東端)

3 標識

上記③から⑥には、灯浮標(灯色:緑色、単4秒に1閃光、光達距離3キロメートル)が設置される。

4 警戒船

航泊禁止期間中は、警戒船5隻(警戒船を示す横断幕及び青色灯設置)及び巡視艇1隻が付近海域の警戒にあたる。

5 備考

荒天等により花火大会が中止となった場合は、航泊禁止は解除する。

令和7年7月24日
宮 津 港 長